

空き家バンク 物件登録

・現地調査・

市の担当職員が調査に伺い、空き家の状態を確認します。

※空き家の状態によってはお引き受けできない場合もあります。
(雨漏り、シロアリ等居住するのが困難な場合など)
登録が可能な場合、写真撮影や間取り図の作成を行います。



登録申込書、誓約書兼同意書提出



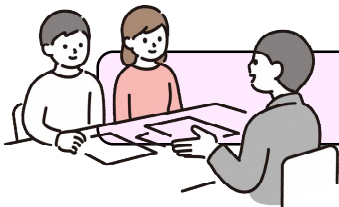
HP、冊子での情報提供、物件案内



仲介業者に契約書作成依頼



契約



—空き家バンク登録にあたって—



- ・賃貸物件として登録される場合は居住するための基本的な部分（水道、ガスの配管等）の補修をお願いする場合があります。
- ・畑や田んぼ、山林等をセットで売買したい場合はお申し付けください。
- ・契約は必ず仲介業者に依頼をします。（※仲介手数料が発生します）
指定がない場合は、提携している不動産会社9社の中からご紹介いたします。
- ・現地調査をご希望の際はご予約をお願いします。
平日（月～金）9：00～16：00



・お問合せ 笠岡市役所 定住促進センター 村上・品川

TEL (0865-69-2377)

mail teijyuu@city.kasaoka.okayama.jp

